

第1回質疑回答書

(1) 公募型プロポーザル実施要領（各様式を含む）

質疑番号	資料ページ番号	見出番号	質問	回答
1	2	1(4)	履行期限について、技術提案により期間短縮を提案できるとされていますが、評価上は必須要件ではなく加点要素との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	3	2-(1)	「⑥設計業務の再委託については、主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。」とありますが、執務環境設計技術者は主たる分野に該当し、再委託は不可となりますでしょうか。	執務環境設計は主たる業務分野に該当しないため再委託は可能です。
3	5	2(2)①シ	共同企業体を構成する場合、構成員の数に上限はありますか。また、代表構成員以外の構成員にも一級建築士事務所の登録が必要ですか。構造設計や設備設計を担当する構成員の資格要件をご教示ください。	構成員の数に上限はありません。構成員も参加者となるため、一級建築士事務所の登録は必要です。「2 参加者の資格要件」をご確認ください。
4	5	2(2)①ス・セ	設計企業、及び技術者に求められる同種又は類似施設的设计実績については、建物が竣工していなくても設計業務が完了していれば良いと考えてよろしいでしょうか。	設計業務が完了していることが確認できれば実績として認めます。
5	5	2(2)①ス	「ス.設計企業の代表構成員が、」と記載がありますが、[同種・類似業務]の定義をご教示ください。	2(1)⑧を参照してください。
6	5	2(2)①ス	「ス.設計企業の代表構成員が、」と記載がありますが、平成23年度以降に設計業務の履行が完了した案件と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
7	5	2(2)①ス	代表構成員に求められる「平成23年度以降の延べ面積3,000㎡以上の同種又は類似施設的设计実績」について、複合施設において庁舎部分が3,000㎡未満であるが施設全体が3,000㎡以上の場合、実績として認められますか。	対象用途部分の延床面積に対する規定とお考え下さい。複合施設の場合は、同種施設又は類似施設に該当する用途の部分を明確にしてください。
8	5 12	2(2)①セ 3(9)	参加資格要件としての設計業務管理技術者・建築設計主任技術者の実績については「同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること。」とあり、また、実績評価については評価基準書の【別表1：実績審査配点表】における評価の視点では延床面積と同種・類似施設による区分のみとなっているため、各々の技術者が携わった立場は問わないと考えてよろしいでしょうか。	実績における立場は問いません。
9	5	2(2)①セ	設計業務管理技術者および建築設計主任技術者の実績について、「携わった」とは、主任技術者または担当者として従事した実績を含むとの理解でよろしいでしょうか。	質疑8と同じ。
10	5	2(2)①セ	配置予定の管理技術者および主任技術者に求められる「2,000㎡以上の同種・類似施設的设计実績」について、基本設計のみの実績は認められますか。また、実施設計のみの実績は認められますか。	基本設計のみの場合は実績として認めません。実施設計を行ったものを実績としてください。
11	6	2(2)①タ	一括再委託でなければ、建築分野の一部の再委託は可能でしょうか。	可能です。
12	8	3(4)⑤	⑤提出方法に『参加者による持参(郵送・FAX・電子メールは不可)とするとあります。持参又は郵送の誤記ではなく、必ず現地は持参ということで間違いないでしょうか。	提出は持参のみとします。
13	10	3(6)②オ	閲覧資料の閲覧時の留意事項について、「閲覧できる回数は1者につき1回のみとする」とありますが、閲覧する人数に限りはありますか。	閲覧する人数に制限はありませんが、閲覧スペースには限りがありますので、事前に人数をお知らせください。
14	12	3(9)①A.c.	プレゼンテーション、ヒアリングには記載した配置予定技術者のみしか参加できないのでしょうか。	配置予定技術者以外でも4人までなら参加可能です。
15	様式2		単体企業での参加の場合、様式3「構成員一覧表」の添付は不要でしょうか。また様式2の「1.申請書及び添付書類」欄の「・構成員一覧表(様式3)」の1行は見え消しとすればよろしいでしょうか。	単体企業であっても実績審査のため様式3「構成員一覧表」は添付してください。その場合、A社枠に記載して下さい。

第1回質疑回答書

(2) 要求水準書

質疑番号	資料ページ番号	見出番号	質問	回答
1	3	1.3(2)1)	岸和田市開発行為等の手続等に関する条例に基づく開発許可申請について、事前相談から完了公告までの標準的な期間はどれくらい見込んでおけばよろしいでしょうか。	一般的には、事前相談(1か月)、別途協議1(3か月)、都市計画法32条協議(1か月)、開発許可(1か月)程度の期間を有します。ただし、内容によって短縮延長することがあります。
2	7	2.4(1)(イ)	既存建物にPCB含有物は無いと考えてよろしいでしょうか。	無いものと考えてください。
3	7	2.4(1)(イ)	既存建築物の地下躯体および杭にかかる解体撤去の設計業務も本業務に含まれるでしょうか。	含むものとします。
4	7	2.4(1)(オ)	積算業務が本業務に含まれていますが、RIBC対応は必要でしょうか。	不要です。
5	7	2.4(1)	工事監理業務については、本業務受注者と随意契約の予定でしょうか。	未定です。
6	8	2.6(1)	福祉総合センター敷地が計画地となっていますが、新庁舎敷地と用途上可分と判断された場合、新たな敷地境界線や接道義務が生じます。この件について管轄諸官庁との協議はされているでしょうか。	現在、福祉総合センターと一部接続(屋根付き歩廊など)することを想定していますので、敷地の分割は考えていません。なお、接続方法については設計時に特定行政庁との協議により決定していくものとします。
7	8	2.6(1)	上記の敷地分割が必要な場合、P.8の表に記載の敷地面積17,387.92㎡は敷地全体の面積と思われるのですが、分割後の敷地面積は決定しているでしょうか。	質疑6と同じ。
8	10	2.7(1)2)	駐車場及び駐輪場の備考欄に「※総合通園センター玄関付近・・・」とありますが総合福祉センターのことでしょうか。また、「※区域外整備を含む」とはどのようなことを指しているでしょうか。	福祉総合センター内に総合通園センター用の出入口があるため、その付近を指します。位置の詳細については参加表明書提出時に配布する資料をご確認ください。本事業により敷地進入路付近の道路整備が発生した場合等を想定しています。
9	11	2.7(2)	解体工事の積算については、新築と同様の精度の積算(各部材の数量×単価)を求めるとは考えてよろしいでしょうか。	新築と同様までの精度は求めませんが、解体工事発注に足る精度を求めます。
10	13	2.7(2)	各解体建物の備考欄に「※アスベスト含有調査は受注者にて行うこと」とありますが、令和4年4月1日以降に着工する一定規模以上の工事では、工事の元請業者(又は自主施工者)が、石綿の事前調査結果を所管する各自治体へ報告する必要があるため(貴市ホームページ https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/29-asbestos.html より)、本業務において実施する調査は既存図面等から判別可能な限りの作業とし、工事施工者が改めて調査分析・報告を実施するものと考えてよろしいでしょうか。	解体工事発注に必要な調査については本業務に含むものとします。
11	13	2.7(2)	8)倉庫、9)福祉総合センター作業室、10)災害対策物資備蓄倉庫の工事概要欄に「・解体工事」と書かれていますが、本業務においては解体設計のみを実施するものとし、解体工事は別途と考えてよろしいでしょうか。また、当該解体工事は実施設計完了後に行うものと考えてよろしいでしょうか。	解体工事は別途発注です。工事の発注時期については今後の設計によるものとし、未定です。
12	17	3.3.1(1)	「新庁舎と福祉総合センターは、屋根付きの歩廊(地上1階)で接続すること。」と書かれていますが、接続することによる遡及適用が発生する場合の改修設計は別途と考えてよろしいでしょうか。	新庁舎建設に伴う既存遡及の改修設計は本業務に含むものとします。
13	34	4-(7)	執務環境設計技術者の必要資格・実務経験について、「平成23年度以降に従業員300人上のワークプレイス設計業務の実務経験」とありますが、実務経験を確認できる書類としてどのようなものをイメージされているのかご教示ください。	契約書や図面、従事証明書等での確認を考えています。
14	34	4-(7)	執務環境設計技術者の必要資格・実務経験について、「平成23年度以降に従業員300人上のワークプレイス設計業務の実務経験」とありますが、設計したスペースの従業員が300人以上であれば実績として認められると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

